

# 広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）附属棟賃貸借事業に係る プロポーザル手続き開始の公示

令和元年12月13日

次の事業について、プロポーザルの企画提案書の提出を招請します。

地方独立行政法人広島市立病院機構 理事長 影本 正之

## 1 事業の概要

### (1) 事業名

広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）附属棟賃貸借事業

### (2) 事業の実施場所

広島市安佐北区亀山南一丁目地内

※ 広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称。以下「新病院」といいます。）は、令和4年春の開業を目指しています。当該事業は、この新病院の敷地内において実施するものです。

### (3) 事業内容

受託者が、地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「機構」といいます。）から新病院の敷地の一部を無償で借り受け、全ての費用を負担して新病院の本体建物とは別棟の建物（以下「附属棟」といいます。）を整備した上で、当該附属棟を所定の期間にわたり有償で機構に貸し付け、契約期間満了後に無償で機構に譲渡します。

ア 機構が無償で貸し付ける面積

約1,300㎡

イ 建物規模

2,000㎡程度

ウ 賃貸借契約の内容

附属棟について、民法（明治29年法律第89号）及び借地借家法（平成3年法律第90号）に基づく賃貸借契約を締結します。

なお、敷地については、附属棟の整備期間及び賃貸借期間にわたり民法（明治29年法律第89号）に基づく使用貸借契約を締結します。

エ 賃貸借契約期間

29年間を上限とし、具体的な期間は提案によります。

## 2 プロポーザルの手続等

プロポーザルの参加資格、実施要項等関係書類の配布期間・配布場所、参加申込受付、質問の受付・回答、企画提案書の提出、企画提案に対する審査、受託候補者の選定、契約の締結等については、広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）附属棟賃貸借事業に係るプロポーザル実施要項の定めるところによります。

## 3 担当部局

〒730-0037

広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ5階

地方独立行政法人広島市立病院機構 本部事務局 安佐市民病院整備室

電話 082-569-7332（直通）

E-mail hirokikou-honbu@hcho.jp